

浜松まつり感染症防止対策 共通事項

<個人の事前確認>

- ・新型コロナウイルス感染症の陽性者との濃厚接触がないこと。
- ・過去14日以内に政府から入国制限等のある国・地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がないこと。
- ・体調が優れない時は参加しないこと。(発熱「37.5度以上、又は平熱より1度以上高い」・咳・咽頭痛・嘔吐・下痢・味覚障害など)
- ・日常生活においても、大勢での会食への参加は控えるなど、感染リスクを軽減する行動に努めること。
- ・接触確認アプリ「COCOA」をダウンロードしておくこと。
- ・浜松市 LINE 公式アカウント「しゃんべえ情報局」を友達追加しておくこと。
(入所時に「はままつ LINE コロナ身守りシステム」の QR コードを読み取る際に必要。)

<会所・公会堂での事前準備>

- ・「はままつ LINE コロナ身守りシステム」の QR コードを入り口に掲出すること。
- ・入出所の日別名簿の作成をすること。

(入所時刻・名前・連絡先・健康状態確認・検温結果記入欄等)

- ・施設利用に関する以下の注意喚起を施設内に表示すること。
 - トイレの使用について。
(蓋がある場合は、蓋を閉めて汚物を流すこと、使用後には手洗いや手指消毒を実施すること)
 - 水分補給時以外のマスクの着用、咳エチケットの徹底について。
 - 大声での会話を避ける。また可能な限り真正面での会話を避けること。
 - 最低限の水分補給のみ可。(アルコール不可)
- ・責任者は参加者に対して、ガイドラインの周知と徹底を図ること。

※上記によらず、国、県から示される感染状況に応じた要請等について遵守すること。

浜松まつり感染症防止対策 会所・公会堂編

<会所・公会堂での厳守事項>

- ・会所・公会堂への入所時には検温(37.5度未満、且つ平熱より1度以上高くないこと)、手指消毒を行うこと。
- ・会所・公会堂への入所時には日別名簿に必要事項(入所時刻・名前・連絡先・健康状態確認・検温結果記入欄等)を記載し、一ヶ月程度保管すること。
※感染者が発生した場合は、保健所の指示に従い名簿の提供など、誠実かつ積極的に協力すること。
- ・会所・公会堂への入所時には「はままつ LINE コロナ身守りシステム」のQRコードを読み取ること。
- ・必ずマスクを着用し、(フェイスシールドの併用も効果的)咳エチケットの徹底を図ること。
- ・こまめに手洗い、手指の消毒を行うこと。
- ・人との間隔はできるだけ2m(最低1m)空けること。
- ・会話をする際は、大声での会話と可能な限り真正面での会話を避けること。
- ・室内の換気はこまめに行うこと。
- ・飲食禁止。最低限の水分補給のみ可。(アルコール不可)
- ・ラッパ・お囃子の練習、笛など鳴り物等は、適切な距離を保ち感染症対策を行った上で実施すること。(感染状況によって、練習実施時期は検討すること。)
- ・会所・公会堂での会合等については、必要最低限とし、時間短縮や人数制限による対策も必要に応じて行うこと。
- ・ゴミの回収時は使い捨て手袋とマスクを着用して、作業後に手洗いをすること。
- ・鼻水、唾液などが付着した可能性のあるゴミ、おしぼり等は、ビニール袋に密閉して

処理すること。

- ・トイレに蓋がある場合は、蓋を閉めて汚物を流し、手指消毒を徹底すること。
- ・共有タオルの使用を禁止し、ペーパータオル又は個人のタオルを使用すること。

(ハンドドライヤーの使用は問題なし)

- ・施設の共用物品や、複数の人の手がよく触れるような箇所を定期的に消毒すること。

<感染者が発生した場合の対応>

- ・保健所の助言・指示・調査等に、誠実かつ積極的に対応・協力すること。
- ・組織委員会の指示・調査等に、誠実かつ積極的に対応・協力すること。

※新型コロナウイルス感染症に係る皆様からのお問い合わせは、

新型コロナコールセンター(0120-368-567)

※上記によらず、国、県から示される感染状況に応じた要請等について遵守すること。

(22.03.25版)

浜松まつり感染症防止対策 凧揚げ編

<当日の厳守事項>

・まつり期間中は、毎日検温を行うこと。(37.5度未満、且つ平熱より1度以上高くないこと)

・各町内で各日ごとに参加者名簿を作成し、必要事項(名前・連絡先(緊急)・健康状態確認・検温結果記入欄等)を記載し、到着報告時に主催者へ提出すること。

※名簿は一定期間主催者で保管し、感染者が発生した場合は、保健所の指導に従い提出する。

・必ずマスクを着用し、(フェイスシールドの併用も効果的)咳エチケットの徹底を図ること。

・こまめに手洗い、手指の消毒を行うこと。

・トイレを使用する際に蓋がある場合は、蓋を閉めて汚物を流し、手指消毒を徹底すること。

・手洗時等の共有タオルの使用を禁止し、ペーパータオル又は個人のタオルを使用すること。(ハンドドライヤーの使用は問題なし)

・人との間隔はできるだけ2m(最低1m)空けること。

・会話をする際は、大声での会話と可能な限り真正面での会話を避けること。

・掛け声などの大声をださないこと。

・糸切り合戦は禁止とすること。

・練りは禁止とすること。

・凧揚げの際は、手袋を必ず着用すること。

・ラッパと太鼓は適切な距離を保ち、感染症対策を行った上で実施すること。

・ホイッスルは禁止とする。(電子ホイッスルは可。)

・最低限の水分補給は可。(アルコール不可)

- ・昼食は決められた場所で対面での飲食を避けることや時間を分散するなどして、密にならないように人との間隔(最低 2m)を取り、会話を控えて食べる。食事後はマスクを必ず着用すること。
- ・参加者数は、必要に応じて人数制限などの対策も行うこと。
- ・ゴミの回収時は使い捨て手袋とマスクを着用して、作業後に手洗消毒をすること。
- ・食品残渣、鼻水、唾液などが付着した可能性のあるゴミ、おしぼり等は、ビニール袋に密閉して処理すること。
- ・共用物品や、複数の人の手がよく触れるような箇所を定期的に消毒すること。

<感染者が発生した場合の対応>

- ・保健所の助言・指示・調査等に、誠実かつ積極的に対応・協力をする。
- ・組織委員会の指示・調査等に、誠実かつ積極的に対応・協力をする。

※新型コロナウイルス感染症に係る皆様からのお問い合わせは、

新型コロナコールセンター(0120-368-567)

※上記によらず、国、県から示される感染状況に応じた要請等について遵守すること。

(22.03.28 版)

浜松まつり感染症防止対策 各町個別行動編

<練り・屋台引き回し・初のお祝い厳守事項>

・まつり期間中は、毎日検温を行うこと。(37.5度未満、且つ平熱より1度以上高くないこと)

・各町内で各日ごとに参加者名簿を作成し、必要事項(名前・連絡先(緊急)・健康状態確認・検温結果記入欄等)を記載し、後日組織委員会事務局に提出すること。

※名簿は一定期間主催者で保管し、感染者が発生した場合は、保健所の指導に従い提出する。

・必ずマスクを着用し、(フェイスシールドの併用も効果的)咳エチケットの徹底を図ること。

・こまめに手洗い、手指の消毒を行うこと。

・会話をする際は、大声での会話と可能な限り真正面での会話を避けること。

・掛け声などの大声をださないこと。

・食べ飲み歩きは厳禁とすること。

・飲食禁止。最低限の水分補給のみ可。(アルコール不可)

・初練りおよび練り、それに相当する行為(紛らわしいもの)は一切禁止とすること。

・ラッパや笛、太鼓等の鳴り物は禁止とする。(お囃子は可)

・屋台引き回しの際は、人との間隔はできるだけ2m(最低1m)空けること。

・屋台引き回しの際は、手袋を着用して共用部分は、なるべく素手で触れないこと。

・お囃子の笛は、適切な距離(前後2m、左右1m以上)を保つこと。(屋台の上で距離の確保が難しい場合は、周りで演奏すること。)

・参加者数は、必要に応じて人数制限などの対策も行うこと。

・ゴミの回収時は使い捨て手袋とマスクを着用して、作業後に手洗消毒をすること。

・食品残渣、鼻水、唾液などが付着した可能性のあるゴミ、おしぼり等は、ビニール袋に密

閉して処理すること。

・共用物品や、複数の人の手がよく触れるような箇所を定期的に消毒すること。

＜感染者が発生した場合の対応＞

・保健所の助言・指示・調査等に、誠実かつ積極的に対応・協力すること。

・組織委員会の指示・調査等に、誠実かつ積極的に対応・協力すること。

※新型コロナウイルス感染症に係る皆様からのお問い合わせは、

新型コロナコールセンター(0120-368-567)

※上記によらず、国、県から示される感染状況に応じた要請等について遵守すること。

(22.03.28 版)